## 大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市指定給水装置工事事業者規程(平成10年2月大和郡山市水道局管理規程第3号。以下「規程」という。)第8条及び第9条の規定に基づく大和郡山市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対する処分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の種類)

- 第2条 指定事業者の違反行為に対する処分(以下「処分」という。)は、次の各 号に定めるところによる。
  - (1) 指定の停止
  - (2) 指定の取消し

(処分等の基準)

第3条 この要綱に定める処分等の基準は、別表のとおりとする。

(違反行為の調査及び報告書作成)

- 第4条 給水担当課長(以下「担当課長」という。)は、指定事業者が違反行為を 行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。
- 2 担当課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。
- 3 担当課長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為 報告書(様式第1号)を作成する。

(文書による注意)

第5条 担当課長は違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発 を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意(様式 第2号)又は警告(様式第3号)を行うことができる。

(報告)

第6条 担当課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときには、 大和郡山市上下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)に報告し、大和郡 山市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)開催の要否 について、意見を具申することができる。

#### (意見陳述のための手続)

- 第7条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、行政手続法 (平成5年法律第88号)及び大和郡山市行政手続条例(平成9年3月大和郡山 市条例第4号。以下「条例」という。)に定めるところにより、当該処分の名あ て人になるべき者に対して、指定を停止する場合にあっては弁明の機会を付与し、 指定を取り消す場合にあっては聴聞の手続を行うものとする。
- 2 弁明の機会の付与にあっては、弁明の機会の付与通知書(様式第4号)により 弁明書の提出、又は口頭による場合は弁明の機会を付与するために出頭をそれぞ れ求めるものとする。
- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書(様式第5号)により通知する。
- 4 聴聞は、担当課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、担当課長は速やかに聴聞調書(様式第6号)、聴聞報告書(様式第7号)及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 その他意見陳述のための手続きに関しては、条例に定めるところによる。

### (不利益処分の通知)

第8条 管理者は処分を決定した場合に、被処分者に対して当該処分の通知(様式 第8号)を行う。

### (給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、水道法(昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。)第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

### 附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法	<b>去令条文</b>	違反内容	処分内容
指定要件違反	第 25 条の 11	第 25 条の 3			
	第1項第1号	第1項第1号	施行規則第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者	指定取消し
				を置かないとき。	
		第 1 項第 2 号	施行規則第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有し	指定取消し
				なくなったとき。	
		第1項第3号(	施行規則第20条	3.精神の機能の障害により給水装置工事	指定取消し
			o 2	の事業を適正に行うに当たって必要な	
				認知、判断及び意思疎通を適切に行う	
				ことができない者と判断を受けたと	
				き。	
		第1項第3号□		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得	指定取消し
				ない者であることが判明したとき。	
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、そ	指定取消し
				の執行を終わり、又は刑の執行を受け	
				ることがなくなった日から2年を経過	
				しない者であることが判明したとき。	
		第1項第3号=		6. 指定を取り消され、その取消しの日か	指定取消し
				ら 2 年を経過しない者であることが判	
				明したとき。	
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をし	
				たとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等を	指定取消し又は
				したとき。	指定停止 6 月以下
				②道路掘削許可、道路使用許可を受け	指定停止 6 月以下
				ずに工事を施行したとき。	
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を	指定停止3月以下
				死傷させたとき。	
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死	指定停止 6 月以下
				傷者を出し、又は被害を与えたとき。	
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下
				⑧管理者の承認を受けないで工事を施	指定停止 6 月以下

	1	I	T	T	
				行したとき又は工事完成後管理者の	
				検査を受けなかったとき。	
				⑨その他の違反行為	指定停止 6 月以下
		第1項第3号へ		8. 法人の場合、その役員のうち法第 25 条	指定取消し又は
				の3第1項第3号イからニまでの欠格条	指定停止 6 月以下
				件に該当する者がいることが判明した	
				とき。	
給水装置工事	第 25 条の 11	第 25 条の 4	施行規則第21条	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解	指定取消し
主任技術者選	第1項第2号	第1項	第 1 項	任の届出をしないとき。	
任等義務違反		第 2 項	第 2 項		
		第 1 項	第3項	2. 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事	指定停止3月以下
				業所に選任され、その職務に支障があ	
				るとき。	
届出義務違反	第 25 条の 11	第 25 条の 7	施行規則第34条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を	指定取消し
	第1項第3号			提出しないとき又は虚偽の届出をした	
				とき。	
			施行規則第35条	2.休止届、廃止届、再開届を届出しない	指定取消し
				とき又は虚偽の届出をしたとき。	
事業の運営基	第 25 条の 11	第 25 条の 8	施行規則第36条	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任	口頭注意
準違反	第1項第4号		第1号	技術者を指名しなかったとき。	
			第2号	2.配水管から分岐して給水管を設けるエ	指定停止 1 月以下
				事及び給水装置の配水管への取付口か	
				ら水道メーターまでの工事を施行する	
				場合において、当該配水管及び他の地	
				下埋設物に変形、その他の異常を生じ	
				させることがないよう適切に作業を行	
				うことができる技能を有する者を従事	
				させ、又はその者に該当工事に従事す	
				る他の者を実施に監督させないとき。	
			第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その	指定停止 6 月以下
				他の工事上の条件に適さない工事を施	
				行したとき。	
			第 5 号 化	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に	指定停止 6 月以下
				適合しない給水装置を設置したとき。	
				(令第5条:給水装置の構造及び材質	
	I.	I.	l .	L	

1	1	ı	1	1	1
				の基準)	
			第5号□	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接	指定停止3月以下
				合等に適さない機械器具を使用したと	
				き。	
			第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、	指定停止3月以下
				施行した給水装置ごとに工事記録を作	
				成させなかったとき。又は、当該記録	
				をその作成の日から3年間保存しなか	
				ったとき。	
工事施工に関	第 25 条の 11	第 25 条の 9		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに	指定停止3月以下
する義務違反	第1項第5号			対し、正当な理由なく給水装置工事主	
				任技術者を検査に立ち会わせないと	
				き。	
	第1項第6号	第 25 条の 10		2. 給水装置工事に関する報告又は資料の	指定停止3月以下
				提出の求めに対し、正当な理由なくこ	
				れに応じず、又は虚偽の報告若しくは	
				資料の提出をしたとき。	
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機	指定停止 6 月以下
				能に障害を与え、又は与えるおそれが	
				大きいとき。	
不正申請	第 25 条の 11			1. 不正の手段により指定給水装置工事事	指定取消し
	第1項第8号			業者として指定を受けたとき。	

<sup>※</sup> 処分内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則 (期間)を示します。

# 様式第1号(第4条関係)

大和郡山市長

# 大和郡山市上下水道部 課長

# 違反行為報告書

										年	月	H
	場	所										
調	所有者又	住所										
查	は使用者	氏 名										
場   訴	給水の	種類	専用給	水装置	<ul><li>共用</li></ul>	給水装	置・	私設消	火栓			
查場所状況	給水フ											
況	お客様	番号					用	途	一般	<ul><li>臨時</li></ul>	<ul><li>湯屋</li></ul>	
	メーター	一番号					1		I		·	
	発見年	月日		年	月	目	発	見者				
	発見の	経緯										
	調査年	月日		年	月	日	調	查員				
	\( \rightarrow \ri	<b>-</b> ₩.	指定工	事業者	名							
	当事	有	主任技	術者名								
	11 do 11 d	÷ 1	住所									
	利害関係	於人	氏名									
調査内容	違反行為の	)状況										
	違反行為を た日又は其											
			違反	項目								
	違反行為認	<b>紫</b> 当条項	関係	法令								
	(処分基準	進参照)	違反	内容								
指導の:	是正指導の 内容	方法・										
状況	是正指導後 者の対応	後の当事										

様

大和郡山市長

# 厳重注意通知書

大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり厳重に注意する。

記

発見年月日	年 月 日
違反場所	
違反項目	
違反行為の内容	
厳重注意事項	【速やかに是正されない場合は大和郡山市指定給水装置工事事業 者規程及び大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する 要綱に基づき厳正に処分します。】

様

大和郡山市長

# 警告通知書

大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり警告する。

記

発見年月日	年	月	日		
違反場所					
違反項目					
違反行為の内容					
警 告 事 項	期限 【期限までに是 事業者規程及び 関する要綱に基	正され 大和郡	山市指定統	は大和郡山市 給水装置工事	

様

### 大和郡山市長

# 弁明の機会の付与通知書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり行う予定であり、行政手続法第 13 条第 1 項及び大和郡山市行政手続条例第 27 条第 1 項の規定による弁明書を提出(口頭による場合は下記期日場所に出頭してください) されるよう通知します。

記

予定される処分の内容									
根拠となる法令等の条項									
処分の原因となる事実									
弁明書の提出先									
弁 明 書 の 提出期限		年	月		日				
口頭による弁明の機会	期	日		年	月	日	午前 午後	時	分
の付与を行う場合の 出頭する期日及び場所	場	所							

## (備考)

- 1 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人を選任したときは、当該代理人を提出又は出頭させようとする弁明の期日までに、 委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 3 出頭の際には、この通知書を持参してください。

 大郡公企
 第
 号

 年
 月
 日

様

### 大和郡山市長

## 聴 聞 通 知 書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり行う予定であり、行政手続法第 13 条第 1 項及び大和郡山市行政手続条例第 13 条第 1 項の規定による聴聞を行いますので通知します。

記

予定される処分の内容							
根拠となる法令等の条項							
処分の原因となる事実							
聴 聞 の 期 日	4	手	月	日	午前 午後	時	分
聴聞の場所							
聴聞の事務を所掌する	名	弥					
組織の名称、所在地及	所在均	也					
び電話番号	電話番	号					
聴聞の主宰者	職	名					
	氏	名					

### (備考)

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状 等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 出頭の際には、この通知書を持参してください。

# 様式第6号(第7条関係)

大和郡山市長

# (主宰者) 上下水道部 課長

# 聴 聞 調 書

年 月 日

	+	Л	Н
聴聞の件名			
聴聞の期日及び場所			
聴聞の期日に出頭した当 事者(代理人、補佐人)の 氏名及び住所			
聴聞の期日に出頭した参加人(代理人、補佐人)の 氏名及び住所			
聴聞に出席した上下水道 部担当課職員の氏名及び 職名			
聴聞の期日に不出頭の当事者及び参加人(代理人、補佐人)の氏名及び住所並びに当事者(代理人)においてはその正当な理由の有無			
当事者(代理人、補佐人) 及び参加人(代理人、補佐 人)及び上下水道部担当課 職員の陳述要旨 ※陳述書による意見の陳 述を含む			
証拠書類等の標目			
その他参考となるべき事 項			

(備考)

書面・図面・写真・その他主宰者が適当と認めるものを添付

# 様式第7号(第7条関係)

大和郡山市長

## (主宰者) 上下水道部 課長

# 聴 聞 報 告 書

年 月 日 聴聞の件名 不利益処分の原因とな る事実に対する当事者 等の主張 前項の主張に理由があ るか否かについての主 宰者としての意見及び 理由

様

大和郡山市長

# 不利益処分通知書

あなたに対する不利益処分を下記のとおり決定しましたので大和郡山市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱第8条の規定により通知します。

記

	指定の取消し				
処 分 内 容 (該当する処分を丸で囲む)	指定の停止	年	月	日	から
		年	月	日	まで
根拠となる法令等の条項					
処分の理由					

### (備考)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定ににより、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和郡山市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律139号)の規定により、決定があったことを知った日から起算して6月以内に大和郡山市長を被告として提起することができます。